

平成19年第5回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成19年9月14日(金曜日)

議事日程 第3号

平成19年9月14日(金曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|--|---|
| 日程第 1 | 発議第11号 | 道路特定財源の一般財源化反対に関する決議について |
| 日程第 2 | 陳情第1号 | 下津地内の水路拡張工事のお願い (3月定例継続審査分) |
| 日程第 3 | 議案第63号 | みなかみ町大穴農村公園条例の制定について |
| 日程第 4 | 認定第1号
認定第9号 | 平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第2号
認定第3号
認定第4号
認定第5号
認定第6号
認定第7号 | 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第8号

認定第10号
認定第11号 | 平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について

平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第68号 | 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 8 | 議案第69号
議案第70号
議案第71号
議案第72号
議案第73号 | 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 発議第12号 | 町税・公共料金納付の公平性と滞納処分強化を求める決議について |
| 日程第10 | 行財政改革特別委員会委員長中間報告 (第3号) | |
| 日程第11 | 閉会中の継続審査・調査申出について | |
| 日程第12 | 字句等の整理委任について | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 議

午前9時開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

本日は議会運営委員会並びに議会全員協議会のため、30分開会が遅れましたけれども、ご参集いただき誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は、22名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

欠席をされております15番河合幸雄君につきましては、本日、藤原小中学校・第3保育園合同秋季大運動会に総務文教副委員長として議会を代表し、出席をしておりますので遅れて議会出席となりますので申し上げます。

会議を開く前に申し上げます。本日も議場の中が省エネ、また経費節減のため、冷房を入れておりませんので上着につきましてはご自由をお願いいたします。

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 発議第11号 道路特定財源の一般財源化反対に関する決議について

議 長（傳田創司君） 日程第1、発議第11号、道路特定財源の一般財源化反対に関する決議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者小野章一君より提案理由の説明を求めます。

12番小野章一君。

（12番 小野章一君登壇）

12番（小野章一君） 発議第11号、道路特定財源の一般財源化反対に関する決議に対する提案理由を申し上げます。

賛同者は、倉澤長男、河合生博、林一彦、久保秀雄、提出者を含め、5名であります。

道路は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない最も基礎的な社会資本であり、その整備を緊急かつ計画的に推進することが必要であります。

また、高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備がより一層重要になっております。

とりわけ広大な町土を有するみなかみ町は、自動車交通への依存度が極めて高く、近年の交通量の増大に比して道路整備が遅れており、救急医療や消防活動、さらには通勤・通学等の住民生活に支障を来している状況にあることから、道路網の整備に期待を寄せられております。

こうした中で、国は道路特定財源の暫定税率を維持したまま一般財源化することを前提に、具体案を取りまとるとの基本方針を決定したところであります。

このことは受益者負担の基本理念に反するとともに、地方の道路整備の実情を理解しておらず、決して容認出来るものではありません。

よって、国においては、道路特定財源を一般財源化することなく、その全額を道路整備に充当するとともに、整備事業を公共事業削減という一律の枠組みから除外し、遅れている地方の道路整備を推進するため、重点配分されるよう強く要望する必要から「道路特定財源の一般財源化反対に関する決議」を提案するものであります。

決議にご賛同いただけますようお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第11号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第11号の質疑を終結いたします。

これより発議第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9 番(島崎栄一君) この発議、決議に反対です。

日本が発展し、国民が暮らしやすい国となるためには、貴重な資金を最も効果的な分野に投資できるようにしなければなりません。

国の財源は無限ではありません。限りある財源を最も効果的な分野に投入することが必要です。国民から集めた税金の使い途を特定の分野に固定することは、結果的に必要な分野に流れる資金を減らし、国の発展や国民生活の向上にブレーキをかけてしまいます。

自動的に集まる道路財源で自動的に道路を造り続ければ、日本は道路だらけになり、雪かき代やトンネルの電気代、道路脇の草刈り代、道路補修などのメンテナンス費用が膨れあがり、財政を圧迫し、税金をたくさん取られる非効率で暮らしにくい遅れた国になってしまいます。

みなかみ町の町会議員は無散水は良いことだけど、その後の維持費を考えれば、うかつに増やすことはできないことを認識しているはずです。

道路財源の一般財源化は進めなければならない重要な改革です。ガソリンや軽油の値段が上がっています。道路財源が一般財源化し、税率が下がって、ガソリン代が安くなれば、国民は万々歳です。みなかみ町の人々は車をたくさん持っていますので、税率の引き下げこそメリットはあると思います。

道路財源の一般財源化に賛成しましょう。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

16番鈴木勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 発議第11号、道路特定財源の一般財源化反対に関する決議について、賛成討論を行います。

特定財源については昭和29年、ガソリンに関わる揮発油税が特定財源とされたことに始まり、その後、自動車の利用が急速に普及し、社会に与える重要な原動力となったわけであります。

道路整備の重要性は高まり、特に三国トンネルを含む国道17号線の問題、あるいは国道291号線の問題、また新たに新設される玉原道路の建設が本町の発展と地域住民生活

向上にかかる上で欠くことの出来ない重要なものでございます。

このような見地から、国は地方の事情をもっと深く理解していただくとともに、地方の道路整備促進することが格差是正になることを国に強く要望し賛成討論といたします。

議 長 (傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

7 番原澤良輝君。

(7 番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 道路特定財源の一般財源化反対に関する決議に反対の討論をいたします。

共産党は、道路特定財源を一般財源化して年金や福祉などの充実と生活密着型公共事業に当てることを主張してきました。揮発油税を特定財源にしたのは昭和28年当時でしたけれども道路の舗装率は低かったのです。現在では舗装率も100%近くになっております。毎年、約6兆円の道路特定財源が現在使い切れないで不要な公共事業に使われております。

国の見直しも都市のオリンピック道路も計画や土地改良など新たに無駄なことを予定されております。もちろん利根郡のように山の中では道路は必要なわけですが、道路は必要とところに向けるべきであって、それが一般財源化か、特定財源化かということは問題でなく、国の姿勢の問題であると思います。

道路交通網については環境問題も考慮して、道路偏重でなくバスや鉄道などの公共交通機関も含めた交通体系の整備が必要だと考えます。

今、必要なことは国民にとって、本当に必要な事業に優先性をつけながら財源を使うことではないでしょうか。道路特定財源を一般財源化して、福祉や子育て支援、生活支援などに使うことが必要だと考え反対討論といたします。

議 長 (傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

6 番林喜美雄君。

(6 番 林喜美雄君登壇)

6 番 (林喜美雄君) 発議第11号、道路特定財源の一般財源化反対に関する決議に対して賛成の立場から討論を行います。

道路は、活力ある地域形成はもとより、救急医療をはじめとする生活環境の向上など、真に豊かで潤いのある生活の実現を図る上で、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本であります。

急峻な地形などの厳しい地理的条件に加え、合併により全国町ランキングの面積部門で16位と広大なみなかみ町においては、広大な面積に対応した道路造りのみならず、新町として、新たなまちづくりのネットワーク形成のために必要な道路が立ち遅れている現状であります。

平成17年10月、合併を選択し、新たなまちづくりを目指すみなかみ町における産業経済の発展はもとより、地域生活を支える教育、医療、福祉、保健などの基本的機能の強化や地域生活の利便性向上等を図るためにも道路網の整備推進は、緊急かつ重要課題となっております。

道路特定財源の一般財源化は言うまでもなく、道路特定財源はその目的から道路を整備するための財源であります。それを道路整備以外に充てることは、道路整備が立ち遅れている、みなかみ町にとって到底容認できるものではありません。

以上のことから、道路特定財源の一般財源化反対に関する決議にご理解をいただき、議員諸兄のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第11号の討論を終結いたします。
発議第11号、道路特定財源の一般財源化反対に関する決議についてを起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、発議第11号、道路特定財源の一般財源化反対に関する決議については原案のとおり可決されました。

日程第2 陳情第1号 下津地内の水路拡張工事のお願い（3月定例継続審査分）

議 長（傳田創司君） 日程第2、陳情第1号、下津地内の水路拡張工事のお願い（3月定例継続審査分）を議題といたします。所管の委員長報告を求めます。
産業観光常任委員長久保秀雄君。
（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました陳情第1号、下津地内の水路拡張工事のお願い（3月定例継続審査分）について、委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、3月定例会に提出されたもので下津地内の水路の改良を求めるものであります。

担当課よりは沼田行政事務所森林部に要望を出してあるが、公共治山は人家の近くは出来ないの、県単治山と合わせて行うよう考えている、7千万円以上ないと公共治山の採択にならない、保安林にすることが事業採択の条件である、組合の土地は保安林になっている、民地の人に保安林にしたくないと言われると困るとの説明を受けました。

委員からは、下流だけ緊急的にやっても意味がないのでは、全体の事業認定が必要なのでは、以前改良工事が計画されたが地権者の協力が得られず未着工となっているが地権者の協力は得られるのか等の意見があり、以上質疑を終わり、討論、採決の結果、本陳情は全会一致を以て趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
まず、陳情第1号について質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第1号の質疑を終結いたします。
これより陳情第1号について、討論に入ります。
本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第1号の討論を終結いたします。

陳情第1号、下津地内の水路拡張工事のお願い（3月定例継続審査分）を採決いたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本陳情は、趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号、下津地内の水路拡張工事のお願い（3月定例継続審査分）は趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第63号 みなかみ町大穴農村公園条例の制定について

議長（傳田創司君） 日程第3、議案第63号、みなかみ町大穴農村公園条例の制定についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました議案第63号、みなかみ町大穴農村公園条例の制定について委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

平成6年度農村総合整備事業で、みなかみ地区住民の交流や憩いの場として、大穴地区にブランコや鉄棒などの簡易な遊具があり、ゲートボールも出来る農村公園を設置しました。

今日まで設置管理条例が整備されていなかったものを設置しようとするものであります。

本案は設置及び管理に関する必要な事項を定めるもので、入園の制限、損害賠償の義務が定められております。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

これより議案第63号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、みなかみ町大穴農村公園条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、みなかみ町大穴農村公園条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号 平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（傳田創司君） 日程第6、認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第9号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第9号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず歳入全般については、平成18年度の歳入総額は150億9,087万3,958円で財源の要である町税は44億1,752万8,595円であり、このうち約1億3千万円の不能欠損額と約9億9千万円の収入未済額があり、調停額に対しての収納率80%は未だに深刻な数値として受け止めなくてはならず、毎年、現実的な目標数値を掲げ、納税者の不公平感が広がらないように徴収について一層の努力を望むものでございます。

なお、繰越明許費約2,600万円を差し引いた余剰金のうち4億円を平成19年度に積み立てるということであります。

次に、歳出全般ですが、平成18年度の予算計上に対し適正に執行されたか、またそれらに伴い行政公庫についての質疑に重点をおき、2款総務費で登記事務委託料340万円について今後は役場職員で事務処理が十分可能なので、その方向で考えていきたい、企画総務費地域振興アドバイザー謝礼120万円については非常に高額ではないかに対し、地域振興アドバイザーとは町づくりに関する総合的な助言や調整役として地域振興アドバイザーを設置し、総合計画策定の調査研究・自治基本条例案の検討において必要な助言等を行うことを目的としたものであり一年間を通じ相談や協議をしている、以前、国県の仕事もしている実績もあり合併時には町づくり計画も手がけている、3地区のことも熟知しており高い安いは一概には言えないが民間専門業者を頼めばもっと高額になることから総合的に判断し人選をしたとのことでした。

3款民生費では、敬老バス事業割引事業費387万円が執行されているが町は3千円の券を町民に2,900円で購入してもらっているが実際は4,350円分乗車でき、そのピーアールの必要性の意見もありました。

また緊急通報システム費242万円については現在、利用者72名、待機者2名ということだが一定の基準があることは理解できるが、利用者やその家族にとって重要な問題であり今後の高齢化を考えると予算の充実のみならず近所の人々との連携システム強化も必要との意見が発展しました。

8款土木まちづくり交付金事業に関わる前払金の趣旨に対しては、契約時の約款に基づき執行している、契約金額の4割であり、ほとんどが年度をまたがる繰越明許費の事業で

あるとのことでした。

10款教育費では、新治給食センター費調理業務委託料2,300万円について、全面的に委託をして法的に問題はないのかに対し、すでに新治村時代から民間委託を行っており法的には問題ないが、部分についての諸問題は常に改善しつつ実績評価の中で19年度からは月夜野地区や水上地区においても同じ業者に運営委託をしている、また、県職員の専門の栄養士もいるので、より充実化を図っていききたい、食アレルギーの生徒にも対応しているとのことでありました。

約6時間近い議論の中、以上、質疑を終結し、採決の結果、認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第9号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず歳入総額1,020万9,111円で、主なものは、使用料及び手数料収入が、約420万円、歳出総額は833万4,084円で、歳入歳出差引額は187万5,027円となりました。

歳出の主なものはバス1台405万円を購入しまして、購入費の4分の1は県の補助金活用でございます。

以上、質疑を終わり、採決の結果、認定第9号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、認定第1号について質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 一般会計のところですね、敬老バスカードのことについてなんですけども、今後は広報が必要なんじゃないかと、宣伝が必要なんじゃないかということで委員長から報告がありましたけども、住民はですね、敬老バスカードではなくて、ただのバスカード、プリペイドカードですね、普通のバスカードが3千円で売られているということは十分知っております。

みなかみ町は2,900円だということも、もう知っています。わざわざ役場に買いにいぐべきかどうかは、その条件によって、役場に近ければ少しでも安くってということで買いますけども、買いに行くことによるメリットが無い人は買ってないという風潮だと思います。

3千円のカードをですね、2,900円で売ってるんですけども、この100円分がですね、これは確か関越交通に町が販売するんだから、手伝うんだから、手伝い分としてちょっと引いてくれることで90円分が関越バスの負担で安くなっているのではないかと思います。

ただのバスカードが3千円、敬老バスカードが2,900円でことで、ちょっと金額的にですね、敬老の精神が足りないのではないかと思いますので、100円でも200円でも今後は町の財源を少しは入れてですね、3千円で買えるのが2,700円で買えますよとか、そのぐらいまでやった方がいいんじゃないかと思うんですけどどうでしょうか。

議長(傳田創司君) 総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長（根津公安君） ただ今の島崎議員の質疑は、委員会で担当課長から説明を受けたとおりですが、限られた財源の中で手当をしていきたいということでございます。

その財源の中で少しでもゆとりを持たせるように、職員の方々が鋭意努力していると思いますが、その中で少しでもそういった補助率に関して敬老の人たちや利用される人たちに少しでもメリットがあるように今後なるべく補助率を高くしていきたいと説明がありましたので、私の答弁もその趣旨に添ったものとさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） はっきり聞いておきたいのは、以前一年か二年ぐらい前に、私が役場で確認したとおりですね、3千円で売っているカードを販売、手数料として90円分の値引きを関越バスにしてもらっているわけですか。

議 長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） それらに関しては、島崎議員が求めるような質疑が、委員会でありませんでしたので、答弁できません。ご理解いただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番（森下直君） 226ページの教育費の13委託料があるのですが、水上の給食センター設計委託料で99万7,500円ということで少ないのですが、これは水上給食センターは設置をするということで方向が出て、こういう設計料が出たのかどうか、私の知る限りではまだ方向としては水上給食センターはそういう方向ではないと感ぜられるのですが、水上給食センターの設計委託料について委員会ではどのような方向であるか、また現状どういうことで認めたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） その委託料に関しては、まだ水上地区にはっきりと給食センターという形で設計していこうという趣旨のものではありません。また、今回の委託料については水上中学校の敷地内に小中一貫校を作りたいという希望の中で、まず測量をしたということに関係課長より報告をいただいております。

したがって、具体的に建物をどうこうなどの設計には及んでおりません。

まず測量を行い、その周辺環境整備の委託料ということでしょうか、これから給食室として、そこに給食センターを設置するのか、それとも独立させて給食センターを作っていくのか、その議論も含めての設計ということでもありますので、まだ場所や具体的な設計の形といったものではありません。

周辺の測量と報告を受けております。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番（森下直君） そうだとすると、総合的に小中一貫校なり、その中での給食センターを作っていくんだという考え方もあるようですし、そういう方向が出ていないということで、設計を委託したことに対しては、ちょっといかがなものかと思っております。

これがまた使えなくなれば99万円は無駄になるという感じがしますので、その辺をも

う少し委員会の方でも詰めていただいて、無駄にならないような方向を、これはもう決まって設計委託料を執行したわけでしょうけれども、その辺は良く詰めてから出していたかかないと、金がないと町当局は言いながらも、作ってしまうということはちょっと問題じゃないかという気がしますので、この辺留意していただきたいと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第9号の質疑を終結いたします。

これより認定第1号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 認定1号、平成18年度みなかみ町一般会計予算について、反対討論を行います。

合併後、初めての1ヶ年分の一般会計決算が行われました。旧町村から引き継がれた膨大な借金などにより、厳しい財政運営が迫られています。無駄な公共事業のチェックや第3セクター、公社の運営に抜本的な改革、入札制度見直しで公正・透明な財政支出が求められております。

ノルン水上スキー場を運営していた「水上リゾート開発株式会社」に債務保証した損失補償1,440万円を支払ったほかに3,400万円の出資金が紙くず同様になりました。

また、旧3町村が関わった「群馬サイクルスポーツセンター」借入金に対する損失補償には、当初予算で1,200万円、補正で3,804万円が追加支出され、合わせて18年度中に5,004万円を支出など、町に多大な負担を背負わせています。

山岳資料館は当初から湯桧曾か谷川岳付近に当初からその計画を進めるべきであり、無駄な公金支出だと言えます。

行財政改革調査会委員に「地域振興アドバイザー」として謝礼が支払われていますが、支払う必要がないのではないかと考えます。

75歳以上の老人だけを対象にした群馬県単位での医療保険をつくり、月額平均6,200円の保険料を徴収し、医療費が増えれば保険料上げ、滞納すれば保険証を渡さないなど老人いじめの「後期高齢者医療広域連合準備会」への負担金も計上されています。

観光業が疲弊し、旅館の民事再生の申請や国税局に差し押さえられ公売にかけられた旅館もあります。その後、解雇された従業員に対する救済の手を差し伸べることもできずにおります。

おいで祭、赤谷湖花火大会やホテル祭も中止をされ、多くの宿泊客、地元住民が寂しい思いをしたと思います。本年は各地区住民の要望で復活しました。

本決算は「町の失政」の尻ぬぐい決算といわれても仕方ないのではないのでしょうか。

本来、町の財政は町民の期待に応えるように支出されるべきだということを申し上げて、反対討論とします。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2 番 (阿部賢一君) 認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

本決算は、新生みなかみ町となってから、初めて一年間を通しての決算であります。

歳入総額は、150億9,087万3,958円、歳出総額は、143億7,835万9,616円ありますが、起債・公債費それぞれ借換債が13億9,910万円ありますので、実質は歳入が136億9,177万3,958円、歳出は129億7,925万9,616円であり、実質収支は6億8,610万8,642円の黒字であります。

また財政調整基金の繰入もなく、健全財政に向けての取り組みがしっかり現れている決算であります。

そうした中で、それぞれの課題に対し、適切に執行されており、その内容ですが、2款総務費では合併振興基金の積立、徴税努力による滞納繰越分の4億円近くの徴収実績を上げております。

3款民生費においては、社会福祉、障害者福祉、児童福祉等の住民サービス、また4款衛生費ではアメニティパーク、火葬場等の運営、6款においては農業振興の他、各種土地改良事業の実施、7款では商工業の振興のほか観光施設等の管理運営、8款土木費では道路改良、維持補修のほか町づくり交付金事業による温泉街整備、9款消防費では広域消防の維持及び町民の生命財産を守るべく消防団活動の確保、10款教育費においては町立小中学校13校の維持運営のほか、現在新治統合小学校の建設が進められ、社会教育では各種団体の育成が行われております。

新町として、旧3町村から引き継いだ継続事業や住民サービスについて予算に基づき着実に実施されたものであります。よって、本決算は認定すべきものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長 (傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて認定第1号の討論を終結いたします。

認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議長 (傳田創司君) これより認定第9号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第9号の討論を終結いたします。
 認定第9号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
 よって、認定第9号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

- 日程第5 認定第2号 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第3号 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第4号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第5号 平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第6号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第7号 平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について

- 議 長（傳田創司君） 日程第7、認定第2号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでは関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

- 厚生常任委員長（中村 正君） 本委員会に付託されました認定第2号についてから、認定第7号までの6件について、委員会における審査の経過と結果について一括してご報告いたします。

まず認定第2号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

担当課より国民健康保険事業の歳入歳出について説明があり、歳入については国民健康保険税が歳入総額の31.8%を占め、つづいて国庫支出金の29.5%、療養給付費交付金の12.4%が主なもので、歳出については大部分が保険給付費で総額の65.6%を占め、つづいて老人保健拠出金共同事業拠出金、介護納付金である旨の説明の後、質疑に入り、繰越明許費479万円の内容及び保険財政共同安定化事業拠出金の内容及び、以上質疑を終わり、採決の結果、多数を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第3号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

担当課より、老人保健事業の歳入は、支払基金交付金が歳入総額の52.5%を占め、つづいて国庫支出金の29.4%、県支出金・繰入金の順であり、歳出については大部分が医療諸費であり、歳出総額の96.3%を占めている旨の説明の後、委員より一般会計繰り出し金の内容について質疑があり、一般会計繰り出し金は決算の結果、超過繰入となった超過額を一般会計に戻すものであるとの説明の後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て認定すべきものと決定いたしました。

つづきまして認定第4号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

担当課より介護保険の細部説明があり、平成18年度は第3次介護保険計画の初年度に当たり、新たな事業として、地域支援事業が創設され、介護サービスの充実並びに介護要望にも重点を廃した取り組みであった旨の説明の後、介護認定審査費、地域包括支援センター事業等の質疑の後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第5号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

担当課よりは細部説明を受け、歳入では、年間有収水量が17年度と比較して、5万3,427m³減少したことにより使用料が減少し、一般会計からの繰入金が増加したこと、また歳出の公債費では償還金利子は、減少したものの5年間の据え置き期間が満了して新たな償還が始まったことにより、償還金元金が増加したとのことであります。委員からは施設事業等の質疑の後、これを終結し、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

つづきまして認定第6号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

担当課より歳入歳出の細部説明を受け、施設の老朽化による維持管理費にかかる経費は今後増加するものと思われること、また歳入の主なものは下水道使用料2億1,536万円、繰入金5億1,823万円、下水道事業債2億7,500万円であり、歳出においては流域下水道事業費の建設負担金及び維持管理負担金の2億305万円、さらに下水道事業債の元金及び利子の償還金は5億7,573万円であるとの説明の後、委員から流域下水道等負担金について質疑があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

本会計は、給水戸数5,129戸、給水人口14,367人で、年間有収水量は282万8,213トンとなり、収益的収支では当年度の純損失と前年度繰越欠損金を加えると4億9,971万円が本年度未処理欠損金となり、資本的収支では不足額が8,549万9,497円はそれぞれの資金から補填したものであるという説明でありました。

委員からは、水道会計の内容に大変危惧されるなか上下水道経営改善検討委員会を尊重しながら、当委員会としても精査しながら方向付けをしていくことを確認し、以上質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は多数を以て、認定すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
まずはじめに、認定第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。
次に、認定第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。
次に、認定第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。
次に、認定第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。
次に、認定第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。
次に、認定第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第7号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより認定第2号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 認定2号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

国民皆保険制度は優れた制度であり、この制度を維持することが町民の健康を守るためにはしごく大事であります。

しかしながら、混合医療の導入や株式会社への病院経営参入などで医療を営利の道具とする動きもあり、国保への国庫支出金の削減も伴って国民の負担は増加しております。

合併後、初の本格的な決算ですが、町民の声が「合併して良かったことは何もない」と町中から聞こえてきます。

本決算は国が進める医療費削減方向から、町民の負担が増え、受診抑制や受診できないなど町民の健康が危ぶまれてきます。以上申し上げて反対討論といたします。

よろしく願いいたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

12番小野章一君。

（12番 小野章一君登壇）

1 2 番（小野章一君） 認定2号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、町民の病気やケガなどの際に、経済的負担を心配することなく、安心して医療が受け入れられる保険制度です。

そして、それには国・県・町、そして国保の加入者がそれぞれ医療費を分担しているわけですが、経済情勢が厳しいことや高齢者割合の高いこと、また低所得者が多いことなども国保運営に強く影響を及ぼしております。

平成18年度決算においても、医療費などが増加し、運営に苦慮する中ではあっても、出産育児一時金の交付や人間ドッグの助成など、町民に直結した事業も行われています。

そうしたことから、今後も国保会計のより一層の努力をお願いいたしまして賛成討論いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第2号の討論を終結いたします。

認定第2号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第2号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより認定第3号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 認定第3号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算に反対討論を行います。

老人保健制度は、保険証の取上げを禁止するなど優れた部分もありました。

しかし、この間、対象を70歳から75歳に引き上げたり、医療費も所得により3割負担にするなど制度を改悪し、老人の負担増で受診抑制や中断が広がっています。

本決算はこうした国が進める医療改悪を進めるものであり、町民の健康を守ることが心配されます。以上申し上げまして反対討論とさせていただきます。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番高橋市郎君。

(10番 高橋市郎君登壇)

10 番(高橋市郎君) 認定第3号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論を行います。

老人保健制度は、誰もが健やかな老後を送ることを目指すとともに老人医療費を国民が皆で公平に負担し、老人に対する医療を行うことを目的としています。

そして医療費が高額になったときは払戻が受けられ、また交通事故に遭った場合でも一時的に老人保健で治療を受けることができます。

社会全体が、急速な高齢化に向かい医療費が増え続ける中、医療費を有効に使うことが重要であると考えます。老人保健は国民、皆が協力しあい費用を負担しているわけで大切な医療費を有効に使っていただき、また日頃から健康づくりや上手な受診を心がけるよう

ご指導をお願いするものであります。

以上申し上げ賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第3号の討論を終結いたします。

認定第3号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、認定第3号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第4号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 認定第4号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算に反対討論を行います。

介護保険制度は低所得者に対する減免処置がなく、保険料も天引きされております。

また、本年度制度改定の改悪により、介護認定内容も大幅に変わり、要介護の人たちが要支援1・2となりまして、全国でも100万人を超える人たちが今までどおりの支援が受けられないような事態が発生しております。

一人暮らしで生活が大変でもなかなか認定されない老人もおります。低所得者も受けたサービスを削って介護サービスを受けています。

本決算は、こうした国の誤った介護制度に沿ったものであり、町独自の運用を求めて反対討論とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19 番（速水一浩君） 認定第4号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

現在日本は、深刻な高齢化問題を抱えております。介護を必要とする人はこれからますます増えていくものと思います。

介護保険は介護が必要な人のみを助けるだけでなく、介護をする家族をも助ける保険だと言えます。

反対討論における反対理由は、制度上の問題であり、決算認定とは関係がなく、この介護保険制度が将来にわたり、安定的に運営され、さらに充実されることを期待し、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第4号の討論を終結いたします。
認定第4号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、認定第4号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより認定第5号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第5号の討論を終結いたします。
認定第5号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第5号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。
-
- 議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。
-
- 議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
-
- 議 長（傳田創司君） これより認定第6号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
8番穂苺清一君。
（8番 穂苺清一君登壇）
- 8 番（穂苺清一君） 認定第6号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。
本会計には一般会計から、5億2千万円の繰入れがあります。その上、本年度末で5億8千万円余りの借金残高があり、本年度でも元金3億8千万円余、利子が2億3千万円余を返済しています。また、本年度2億8千万円の新たな借金をいたしました。
こうした処理は町財政を困難に陥れる一因となりますので、本決算認定には反対をいたします。以上です。
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
1番前田善成君。

(1番 前田善成君登壇)

- 1 番(前田善成君) 認定第6号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算について賛成討論を行います。

下水道事業については、利根川流域の環境保全と町民の文化的な生活を営む上で欠くことの出来ない事業であります。

利根川上流下流域の交流事業を行っている上流地域で生活する私たちは、清浄な水を下流域にもたすことが使命であります。住民が明るく文化的な生活が送れるように下水道事業の推進を願い、この決算の賛成討論といたします。

- 議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第6号の討論を終結いたします。

認定第6号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第6号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

- 議 長(傳田創司君) これより認定第7号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

- 8 番(穂苅清一君) 認定第7号、平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

本会計には一般会計から2,619万円の繰入れがあります。その上、本年度末で11億円余の借金残高があり、本年度でも5,750万円の利息を返済しています。

また一時借入金1億6千万円と未収金1億8千万円のうち時効等で徴収不能の金額約1億5千万円も会計監査で指摘されており、こうした処理は本会計はもちろん町財政を困難に陥れるもとであり改善を求め、この決算認定には反対いたします。以上です。

- 議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

1番前田善成君。

(1番 前田善成君登壇)

- 1 番(前田善成君) 認定第7号、平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算について賛成討論を行います。

水道事業は、日常生活に欠くことの出来ない飲料水の供給事業であります。

経営は非常に厳しい状態ではありますが負債の返済や経営改善などの長期的展望に立った事業改革を行い、最小の経費で最大の効果が得られるような会計の基本的原則に従い、健全で効果的な運営と良質な水の安定供給を期待し、賛成討論といたします。

- 議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第7号の討論を終結いたします。
認定第7号、平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第7号、平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) この際休憩いたします。10時50分より再開いたします。

(10時40分 休憩)

(10時50分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 認定第8号 平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長(傳田創司君) 日程第6、認定第8号、平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでは関連する議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました認定第8号についてから、認定第11号についてまで一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず認定第8号、平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額1,121万715円、歳出総額687万4,265円、歳入歳出差引残額は433万6,450円であります。

歳入の主なものは、テナント使用料251万4千円、テナント光熱水費等、200万9,618円、広域圏からの補助金400万円、繰越金210万2,263円であります。

歳出の主なものは、光熱水費・通信費等387万7,851円、業務委託費289万4,237円であります。

本年度より、みなかみ町づくり観光協会が事務所を設置し、年間240万円程度の収入増が見込める広域圏組合、国土計画と協議をして、観光センターの効率的な運営を図りたいとの報告を受け、以上質疑を終わり、採決の結果、認定第8号、平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定については全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、**認定第10号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定**について報告いたします。

歳入総額1,413万9,336円、歳出総額1,176万8,316円、歳入歳出差引額237万1,020円であります。

歳入の主なものは、1款事業収入297万4,150円、3款前年度繰越金101万2,867円、5巻基金繰入金369万9千円、6款一般会計繰入金650万円であります。

歳出の主なものは、賃金238万1,550円、需用費441万4,425円、使用料賃貸料229万5,453円、原材料費109万695円、負担金58万837円であります。

昨シーズンは、雪不足のために実質30日間しか営業できなかった。設備も老朽化しているので休業も視野に入れて今後検討したいとの報告を受け、委員からは駐車料金を取らないところが多いが検討してはどうか、原材料費と売り上げの数字がほぼ同じなのはどうしてかとの質問に対し、駐車料金については検討したい、原材料費と売り上げの数字については、異常な雪不足を想定できず、仕入れを謝ってしまったとの答弁であり、今後、より効率的なスキー場運営に努めるよう要望し、以上質疑を終わり、採決の結果、認定第10号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定については全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に、**認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定**についてご報告いたします。

歳入総額3,673万3,806円、歳出総額2,918万4,819円、歳入歳出差引総額754万8,987円であります。

歳入の主なものは、1款事業収入3,4192,210円、4款繰越金251万2,412円あります。

歳出の主なものは、1款事業費2,915万5,635円、2款諸支出金2万9,184円あります。

滞納はどのような状況にあるか、昨年と比較して200万円余増え、1,263万6,880円、夢未来が出来たことにより、影響を与えていることもあるとのこと、以上質疑を終わり、採決の結果、認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については全会一致を以て、認定すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ認定第8号から認定第11号までの委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、認定第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第8号の質疑を終結いたします。

次に認定第10号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第10号の質疑を終結いたします。
次に認定第11号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第11号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) これより認定第8号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第8号の討論を終結いたします。
認定第8号、平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算
認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって認定第8号、平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳
出決算認定については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより認定第10号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第10号の討論を終結いたします。
認定第10号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定につい
てを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって認定第10号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定
については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより認定第11号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第11号の討論を終結いたします。

認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について

議 長（傳田創司君） 日程第9、議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について、議案審査の経過と結果についてご報告いたします。

規定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億550万9千円を追加するものであります。

歳入では、今後の地方交付税の人口・面積の積算が本町にどのように影響を及ぼすのかとの質疑があり、国の方針は毎年変わるので、はっきりしたことは言えないが、面積は可住地面積であり、今の制度であると国有林の占める割合が多い地域にはメリットはないと思う、その他の制度も変わっておらず、森林面積をどのように評価するのか具体的にはまだ示されていないとのことであります。

歳出で質疑のあった主なものは、8款土木費道路新設改良費、うららの郷関係におきまして、歩行者専用道路工事費と、それらに伴う用地購入費約900万円の予算計上でございます。

現在南北に10路線車道がありますが、東側用地が広大で区画が5～6区画連なりあうことや、プライバシーの問題等、また販売済み区画を調査・研究すると、ほとんどが南向きの区画であり、東西の横道に当たる歩行者専用道路を入れることにより、付加価値を高め、住んでみたくなる佇まいを実現したいとのことであります。

財源は国庫補助金、地域住宅交付金制度を活用し、総事業費の45%は国の補助金活用であります。

6款農林水産業費、恋越公園管理費72万8千円につきましては、本会議の冒頭、町長の行政報告の中で細部にわたり説明がありましたので省略いたしますが、県・国との話し合いが整うまでは、当面の間、町が管理主体となるようであります。

2款総務費、鑑定評価委託料142万円については、公売予定地5件であり、早期に事

務手続きをして、出来れば年内中に解決をしたいとのございます。

以上質疑を終わり、討論、採決の結果、議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)については多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第68号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

これより議案第68号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について反対討論を行います。

安倍首相が辞任しました。貧困と格差を拡大した小泉構造改革を継承して、三位一体、地方分権と言いながら、国の借金のツケを地方に押し付け、多くの自治体を困難に陥れた結果、「平成の地方一揆」となった7月の参議院選挙で大敗しました。

国民が増税やリストラ、年金への不信で怒っているのが理解できず、安倍首相は「任期中に憲法を変える」ことを声高かに叫びながら、改造内閣を発足させました。

閣僚の「政治とカネ」本人の脱税疑惑、テロ特措法で行き詰まり、無責任にも政権を投げ出したものです。国会は政治空白でも、国民や地方には空白はありません。町民のための議会があります。

本年3月9日に月夜野カントリークラブを運営する町出資の「大峰高原開発」が民事再生法の適用を申請し、8月23日再建計画が確定しました。

町は4,600万円の税金を徴収できましたが、町が旧新治村時代に出資した7千万円の出資は無くなりました。

また、町は過去に実施した事業が会計検査院の実施検査を受け、水紀行館として営業していた水上の交流学习センター・活性化センター・水産学習館と、新治の恋越公園が問題があるとして指摘を受けました。町は指摘を真摯に受け止め、補助金返還がないように対応を求めたいと考えております。

町の出資した第3セクター等関係団体の経営状況を把握することは、「財政運営のスリム化に向け補助金、委託契約の全面的見直しが強く求められる」と会計監査員も指摘しております。

土地開発公社への新たな投資になる道路設置は中止すべきです。また、まちづくり交付金や合併特例債を利用した補助事業も、会計監査では「当初の支出は少ないが多大な後年度負担が伴う事業も十二分に留意」と指摘をされております。

温泉の浚渫や無散水消雪事業も、温泉の権利や井戸の水温などで、コストに問題がある事業は凍結すべきと考えます。

以上、本補正予算に賛成できないことを表明して、反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

1番前田善成君。

(1番 前田善成君登壇)

1 番 (前田善成君) 議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について賛成討論を行います。

本件は、補正予算であり、本補正は広域圏での取り組み確定に伴うテレビ局の改修負担金、法政改正に伴う電算システムの変更や補助事業枠の確保に伴う保育園の整備のほか早期に実施すべき水道メーターの交換や事業量見直しに伴う各種土地改良事業、県営事業の増加に伴う治山事業負担金と住民生活の安全確保や安全性向上のための沢の改修や道路整備であります。

いずれも住民生活向上のために必要な整備であり、補正予算で対応することに問題はありませぬ。また、その財源は、国や県の補助金と繰越金であり、健全財政・運営上も問題もなく、町民のため早期に実施して欲しいと願うものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして賛成討論といたします。

議 長 (傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第69号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について

議案第70号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第71号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第72号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第73号 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

議 長 (傳田創司君) 日程第10、議案第69号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてから、議案第73号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでは関連する議題でありますので以上5件を一括議題といたします。

一括して所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました議案第69号から、議案第73号についてまで、以上5件を一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず議案第69号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご報告申し上げます。

担当課より、歳入歳出それぞれ137万円を追加するもので、歳出においては住民情報委託料を増額補正するものである旨の説明の後、質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第70号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

担当課より、歳入歳出それぞれ7,100万4千円を追加する旨の説明の後、質疑に入り、短期集中型とは何であるかの質問の後、以上質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第71号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご報告申し上げます。

担当課より、歳入歳出それぞれ783万5千円を追加するもので、主に量水器交換、配水管布設替えの費用である旨の説明の後、質疑に入り、メーター器交換の件数等の質疑があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第72号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご報告申し上げます。

歳入歳出それぞれ886万3千円を追加するもので、歳出の主なものは、公共下水道建設事業費の委託料、汚水ポンプ等の修繕費、合併浄化槽設置整備補助金であるとの説明の後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてご報告致します。

担当課より細部説明の後、質疑に入り、委員から企業債は忠霊塔の無散水工事をしてしまうと水道管布設替え工事が出来なくなり、同時施工する旨の説明の後、以上質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上5件一括にて申し上げ、委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

次に議案第70号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

次に議案第71号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。
次に議案第72号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。
次に議案第73号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより議案第69号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 議案第69号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）について反対討論を行います。

このなかには、私が先日、一般質問のなかで取り上げました75歳以上の後期高齢者医療制度についての問題が関わっております。

そういう点で非常に深刻な問題が将来予想されます。11月には保険料も算定される仕組みになっておりますし、3月までには国保の一人ひとりの保険料も算定されるよう県の設置されている広域連合において審議が始まろうとしております。

そういう点で考えた場合に現在の後期高齢者医療制度については他市町村においても、中止を求める意見までも出されております。

そういう関係について、これが補正予算に算入されていることについては同意できませんので反対いたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第69号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第70号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。
議案第70号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第71号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第72号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第73号について、討論に入ります。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第73号の討論を終結いたします。
議案第73号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採
 決いたします。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
 よって、議案第73号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）につ
 いては原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第12号 町税・公共料金納付の公平性と滞納処分強化を求める決議について

議 長（傳田創司君） 日程第9、発議第12号、町税・公共料金納付の公平性と滞納処分強化を
 求める決議についてを議題といたします。
 事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
 （事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者根津公安君より提案理由の説明を求めま
 す。
 18番根津公安君。
 （18番 根津公安君登壇）

- 18番（根津公安君） これより発議第12号、町税・公共料金納付の公平性と滞納処分強化を求
 める決議について、決議文を朗読いたしまして提案理由の説明とさせていただきます。
 現在、我が国の財政は極めて厳しい状況にあり、危機的な財政状況にあるのは地方財政
 も例外ではない。特に財政基盤の弱い地方自治体の財政は火の車状態で、生活に欠かせな
 い住民サービスまで低下させ財政運営を行っている状況である。
 みなかみ町においては、行財政改革の推進を図り、職員の早期退職や施設の統廃合に取
 り組んでいる昨今であるが、一方で地方分権や今後の少子高齢化の進展などに伴い、財政
 運営が益々厳しくなることが予想される。
 平成18年度決算を審議した結果、町税をはじめとする公共料金の滞納状況は、民事再
 生により、一部回収ができたものの、その他の滞納については、滞納整理室の設置にもか
 かわらず、進展していない状況にある。
 みなかみ町の平成18年度不納欠損処理額は1億3千万円余の巨額に達している。
 このうち町税が大半を占め、98.7%となっている。地方税法18条、地方自治法2
 36条の時効による権利の消滅となることは理解を示すが、決して簡単に許される問題で
 はない。
 上位30名とその家族で1億円を超える欠損額はその深刻な状況を物語っている。

一部の人達によって、町財政を崩壊に至らしめる危険性を持つからである。

交付税は滞納額を考慮しないため、国から交付される交付税が、この分減額され、町に二重の損害を与える結果に至っている。

しかし、これらの不納欠損の中身は合併以前のものが大半であり、納税者及びそれを受ける行政サイドの姿勢にも大きな問題を残す結果となっている。

税金や公共料金の滞納が不納欠損処理されることは、決して許される行為ではないが、法の定めによるやむを得ぬ処理と理解せざるを得ない。

また、時効等により処理された人達は、まじめに納税等している町民の負担で同じ行政サービスを受けることになり、今後は行政サービスの制限や税、公共料金の公平・公正の観点から滞納処分、公売等を適切に行い、不納欠損処理が限りなくゼロに近づくよう滞納整理室等の一層の徴収努力を望むものである。

よって、次の事項を速やかに実行するよう強く求める。

記

1. 納付の公平性を保つために、不能欠損処理を行う前に、不動産等の財産差押えを実行すること。
2. 水道料金の未納者に対しては、給水制限などの方策を講じること。
3. 町営住宅使用料の未納者に対しては、明け渡し請求を実行すること。

以上、決議するものである。

以上、申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第12号の質疑を終結いたします。

これより発議第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 発議第12号、町税・公共料金納付の公平性と滞納処分強化を求める決議について反対討論を行います。

これについては、本会議、開催前の約50分近い時間を経てですね、議会運営委員会で発議についての論議もし、同時に全員協議会において、縷々論議をされたところでありませぬ。

したがって先ほど質疑がなかったのはそういう経過がありますが、私は発議すべきでないということを最初から主張いたしましたし、全員協議会中においても縷々説明を上げてこれが非常に拙速であると、十分な論議もなく最終日の本日になって、突然、この文書が出されるとは全く言語道断で、議会の運営上、今後非常に大きな汚点を残す、そういう性質のものであると私は考えております。

議会運営上、非常にこういうことは好ましくありません。中身についても、考えてみますと、確かに不能欠損処理が1億3千万円ありました。

これについて、これを滞納者の総ての責任にするのはいかがなものか。本来であれば、

事項になる前の段階において、行政がすべきことであって、不動産を残したまま、不能欠損処理をするというのは絶対にあり得ないわけであります。

この記に書いてある、「納付の公平性を保つために、不能欠損処理を行う前に不動産等の財産差押えを実行する」ということは普通はあり得ません。

したがいまして、このような文言は敢えて、ここに上げて決議をする必要性もないものと私は考えます。むしろ事前に行政において、適切に処理されて然るべきの問題であります。

さらに言うならば、2項、3項、「水道料金の未納者に対しては、給水制限などの制限を設ける」と同時に、「町営住宅使用料の未納者に対しては、明け渡し請求する」と、こういう制裁措置、これは前代未聞であります。

滞納者の一律に一色単にしてですね、特に水道料については、町民の生命に関わる問題であります。電気、水道、ガス、当然であります。まして、住むところ、町営住宅、これらの問題、仮に未納者にあったにしても、これは非常に、この地域においての高齢者や弱者・貧困者、そういう人たちが未納のケースもあろうと思います。

そういう点では、現在、町においての貧困の格差が広がっているなかにおいて、このような未納者、総てをひっくるめて、強硬な滞納処分強化をするということは、これは考えられないことであります。

反町民的な政策と言わざるを得ません。それを敢えて、町がやるべきことを、それを議会が後押しをして、このような決議をするということは町民から、この議会がそっぽ向かれるのではないのでしょうか。

私はそういう点から、この決議については、反対せざるを得ません。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第12号の討論を終結いたします。

発議第12号、不能欠損処理に関する決議についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、発議第12号、不能欠損処理に関する決議については原案のとおり可決されました。

日程第10 行財政改革特別委員会委員長報告（中間報告第3号）

議 長（傳田創司君） 日程第10、行財政改革特別委員会委員長報告（中間報告第3号）についてを議題といたします。委員長より報告を求めます。

行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） 行財政改革特別委員会委員長報告（中間報告第3号）、報告書を読み上げることにより、報告とさせていただきます。

平成19年9月14日 みなかみ町議会議長 傳田創司 様

報告書 町有施設の統廃合について（中間報告第3号）

行財政改革特別委員会委員長 速水一浩

1. 序 論

本特別委員会では、18年度の12月定例会と3月定例会において、過去2回にわたり「委託事業（大規模）について」と「委託料について」を調査報告してきた。

これらは、財政再建の1つの柱である「物件費の削減」に直接寄与すると共に、間接的には、各施設の費用対効果において、まずは自助努力により、でき得る限り費用を削減し、効果と照らし合わせ、過去に地区の熱い要望から設置された施設の統廃合について議論をすべきと考えたからである。

現在、施設の統廃合について議論する上で、

1. 施設の設置経緯及び意義について
2. 施設の設置意義の現状について
3. 施設と地区の関係について
4. 施設の現在の利用状況と将来性について
5. 施設の民間活用（指定管理料「0」による指定管理等）についてなどに留意し、

さらには本町の広大な面積や合併して間もないこともあり、地区間の平等性も勘案して議論を進めている。

また、数値目標については、合併特例法の期限である8年後の職員の数を240人とし、標準財政規模が約88億円で、奥利根アメニティーパークと利根商が現状のまま存続すると仮定した時の一般会計予算を110億円と想定すると、管理上からも財政上からも、最低でも現状の施設数の2/3にせざるを得ず、本特別委員会では、60施設の統廃合を進めるべきと考える。

2. 各 論

本町は、3カ町村が合併したことにより、200以上の町有施設を有する。本特別委員会では、その内の188施設について現在調査を進めている。その内訳は、利用者側から分類して、以下の通りである。

一応、こちらを目を通していただいて、分類についてはあくまでも特別委員会の主観で決めたと言うことをご理解をいただきたいと思えます。

分 類	直営	指定管理	計	分 類	直営	指定管理	計
役場・公民館	6		6	保育園・幼稚園	9		9
地区会館	26		26	小・中学校	14		14
町営住宅	11		11	児童館学童クラブ	7		7
都市公園	5		5	給食センター	3		3
町営駐車場		3	3	体育館・プール	13	3	16
保健・福祉施設	8	5	13	屋外運動場	23	4	27
観光・文化施設	6	24	30	弓道場	3		3
郷土資料館	5	1	6	その他	5	2	7
キャンプ場		2	2	合 計	144	44	188

●役場・公民館	6	(本庁1 支所2 公民館3 図書館4)
●地区会館	26	(月夜野地区1 水上地区7 新治地区18)
●町営住宅	11	団地 (月夜野地区5団地 172戸 水上地区5団地 369戸 新治地区1団地 28戸 合計 569戸)
●都市公園	5	(月夜野地区3 水上地区2)
●町営駐車場	3	(水上地区3)
●保健・福祉施設	13	(デイサービスセンター3 保健センター3 火葬場2 福祉作業所1)
●観光・文化施設	30	(宿泊施設3 日帰り温泉施設7 農産物直売所・売店7 体験館10)
●郷土資料館	6	(月夜野地区2、水上地区2、新治地区2)
●キャンプ場	2	(水上地区1、新治地区1)
●保育園・幼稚園	9	(月夜野地区 幼4、 水上地区 保3、 新治地区 幼1、保1)
●小・中学校	14	(月夜野地区4、水上地区6、新治地区4)
●児童館学童クラブ	7	(児童館3、学童クラブ4)
●給食センター	3	
●体育館・プール	16	(体育館11、屋内ゲートボール場2、屋外プール3)
●屋外運動場	27	(野球場7、サッカー場7、テニスコート8、36面 ゲートボール7、ホッケー1、 ターゲットバードゴルフ1)
●弓道場	3	
●その他施設	7	(結婚の森2、資源リサイクルセンター1、 牧場1、加工施設1)

3. 総論

- ① 序論でも述べたように、本特別委員会は、最低でも60施設の統廃合が必要であると考えている。また、その期間としては早いほうが好ましいが、地区や地域の理解が必要であり、5年を目途とすべきと思う。
- ② 本特別委員会は、施設が存続しても移譲や委託契約の内容により、その後の維持経費を町が一切負わない施設については、統廃合したものと見なす。
- ③ 本特別委員会は、統廃合の手法の1つとして、今後お金をかけても残す施設を最初に決め、その他の施設については、該当する区や地区の団体と協議を重ね、②の方法がとれるのではと考える。

- ④ 現在ある町有施設は、過去に地区住民の熱望により出来た施設であり、その施設の統廃合について議論することは誠に忍びないことである。

しかしながら、これらの施設は、職員390人で管理し150億円の予算で運営してきたものであり、町民の皆様には、240人の職員と110億円の予算で維持管理できる施設の数には限りがあることをご理解いただき、施設の統廃合にご協力いただけることを切に望む。

- ⑤ 本特別委員会では、決算議会である本定例会を機に、更には、昨年9月1日から指定管理者制度が導入され、その指定管理者の最初の更新が来年3月に迫る中、過去2度にわたり調査報告した事項について検証を始めている。

各委員からは、19年度予算における指定管理料（年度契約）の増額や来年度の指定管理料の増額要望の噂を例に挙げ、今までの委託契約と変わらないとの指摘があり、甘えの体質を変えるためにも「施設使用料」を全指定管理者から取るべきとの強い意見があった。

また、本定例会に於いて大規模施設の指定管理先の決算報告を受けたが、複数施設の指定管理を受けている事業者については、施設ごとに決算を組みその書式も統一すべきとの本特別委員会の指摘があるにもかかわらず一つも改善されていない。

このようにやればすぐにでも出来る事をやらせられない指導性に対し、本特別委員会は誠に遺憾に思う。

来年の3月定例会では、少なくとも更新する16施設の指定管理者の議決がある。

18年度の決算監査意見書にもあるように、指定管理者制度の運用に当たっては公平性を確保するため公募の方法を厳格に運用し、透明性を確保するために適正な経理処理を行うよう指導されることを町当局に強く望む。

以上です。

議長（傳田創司君） 以上で、行財政改革特別委員会委員長報告（中間報告第3号）についてを終わります。今後とも十分な検討を続けて下さい。

日程第11 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第11、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第12 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第12、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議 長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 閉会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

今会期中に襲来した台風9号は首都圏を直撃し、県内各地にも多くの被害をもたらしました。被災されました皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

幸いにも本町は被害がありませんでしたが、台風シーズンを迎えて、災害等に対する備えを心掛けてまいります。

さて、総務省は過日（9月7日）、今年度の実質公債比率を発表しました。

これは、自治体の税収に地方交付税等を加えた標準的な収入に対して、借金返済額（公債費）や公債費に準ずる負担金、さらに特別会計に対する繰出金のうち公債費に充当した

金額の割合を示すものであります。この数値が18%以上になると、起債をする時に国・県の許可が必要となり、25%を超えると起債制限団体となります。

本町の実質公債比率は、昨年より若干上がって、県内ワースト2の21.4%となり、昨年に引き続いて許可団体であります。

本町の高い原因は、アメニティの建設費に拘わる借金返済額や望郷ライン等の土地改良事業に拘わる負担金がピーク時にきているからであります。

これらの返済金や負担金ですが、平成21年度以降は完済、又は減少する予定であります。

したがって、合併特例債を中心に地方債の計画的な運用に努めれば、合併特例期間内に実質公債比率を18%以下に改善できる見込みであります。

しかしながら、「地方自治体財政健全化法」は、平成20年度決算から適用されますので財政悪化度を測る実質公債比率の改善は計画的に取り組み、できるだけ早く実現することが肝要であります。

本日は、定例会の最終日にあたりまして、「道路特定財源の一般財源化反対に関する決議」がなされまして、道路行政に力強い後押しをいただき誠に有り難うございました。

言うまでもなく道路は、住民生活や経済活動に欠かすことのできない社会資本であり、その整備状況は利便性や快適性を表し、地域の評価につながります。

特に少子高齢化が進む中で、活力ある地域づくりを推進すると共に、安全で安心して暮らせる国土づくりが求められます。

加えて本町は、首都圏の水瓶として公益的な機能を果たしております。それだけに安全で、災害に強い道路の確保が大事であり、国道17号新三国トンネルの開削、国道291号の改良、玉原道路の建設は緊急の課題であります。

道路特定財源は、「受益者負担の原則」による目的税であります。

したがって、その全額を道路整備に充当することを強く望み、緊急課題の実現に全力を尽くす決意であります。

また「町税・公共料金の公平性と滞納処分強化を求める決議」がなされましたが、決議の趣旨を遵守し、町民に信頼される税務行政並びに公営事業を進めてまいります。

平成18年度不能欠損処理の実態は、行政報告で申し上げましたが、税金や公共料金が時効になって不能欠損することは、どんな理由があれ、支払いが免除されることとなります。

このような事態がつづく、納税意識の低下に繋がり、財政運営が危機的な状態に陥ります。

したがって、税金や公共料金の滞納は、やむを得ない事情がない限り、決して許されるべき行為ではありません。

今後は滞納者に文書催告、電話催告、訪問徴収等重ね、どうしても応じない人には時効中断の財産差押え等を行い、不能欠損処理を最小限に食い止めてまいります。

併せて、公売等を適切に行い、法令遵守のもとで収入未済額の解消に努める決意であります。ご理解とお力添えのほど、お願い申し上げます。

9月定例議会は、平成18年度決算、補正予算等が中心でありました。

何れも慎重なご審議のもとに認定・可決のご議決を賜わり、厚く御礼申し上げます。

今会期中に、議員各位からは貴重なご意見を賜りましたが、今後の行政執行に生かしてまいります。

いよいよスポーツの秋から収穫・行楽シーズンを迎え、お忙しい毎日が続くと思います。
議員各位にはご自愛の上、町政伸展に一層のご活躍をお願いいたしまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 町長からの閉会挨拶が終了いたしました。

本日、ここに平成19年第5回（9月）定例会を閉会するにあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、決算認定・補正予算、各々、事業所経営状況報告、承認案件及び任期満了による公平委員、教育委員の選任任命と消防小型ポンプ購入契約の締結など多数の重要諸議案件、そして一般質問と議員各位におかれましては終始熱心に審議を賜り、無事閉会の運びと成りましたこと心より感謝申し上げます。

また、町当局関係各位におかれましてはも、それぞれの立場で議案審議に対し、詳細な説明をいただき、ご協力下さいましたこと大変ありがとうございました。

改めて深く敬意を表す次第であります。

町も新みなかみ町として合併してから、今月末で丸2年と成りますが、財政面での大変厳しい状況はすでに各位ご承知のとおり、今後の財政再建への道のは町民全体の問題として位置付けとり組んでいかなければと考えております。

当局も今年度を改革元年と銘打ち、本格的行財政改革に取組まれておりますが、議会としても特別委員会の中間報告にもありましたが、合併10年後の健全財政をビジョンとしてあるべき姿を描き、まず住民理解を優先しながら、総合計画町民座談会など策定審議を通じて施設統合などローコスト、ローランニングを計り、経費節減に努めなければならないと思います。

そして、策定された計画に基づいての行政推進をされれば、必ずこの町は明るく住み続けたく、住んで見たくなる町となることを、みんなで信じ合い一步一步しっかりと頑張らなければと痛感しております。

議会も当局も今、その立場に課せられた任務と責任をしっかりと受け止め自覚しあい、その目的達成に向かって頑張ろうではありませんか。

明日からは閉会中と成りますが、町内の行事は、それぞれの団体組織で多々計画されております。

また、閉会中の審査・調査など関係者各位、ひき続きの多忙な毎日が続きますが、目的達成のため存分なる益々の活躍をご期待申し上げます。

最後に異常気象とも言われた猛暑も過ぎ、心配していた台風9号も、当地にはほとんど被害を残すこともなく、今は稲穂も重くたれ、リンゴも赤く色づき、まもなく本格的な秋のシーズンを迎えます。

観光の町としての入込み客に対する準備を早急に備えていただき、より一層の町の活性化と発展にご期待申し上げ、関係者皆様方の益々のご健勝をご祈念申し上げ閉会の挨拶とさせていただきます。

長期にわたり、大変ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

閉 会

議 長（傳田創司君） これにて平成19年第5回（9月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 11時50分 閉会 ）